

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会の開催について

令和 4 年 10 月 28 日

高等教育局長決定

1. 趣旨

本年 7 月に文部科学省がとりまとめた「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」に基づき、ポスト・コロナ時代の我が国の高等教育のグローバル化を進めていく上で、近年の国際情勢の変化・変動も含めた内外の経済社会状況を踏まえて、留学生交流を戦略的に推進することが重要である。

このため、留学生交流、特に外国人留学生の受入れに関し、平成 25 年 12 月にとりまとめられた「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」（戦略的な留学生交流の推進に関する検討会）において整理された、国・地域、分野の重要性について、今日の状況を踏まえた再整理を行うとともに、戦略的に留学生の受入れ・派遣施策を推進するための諸論点について、意見交換を行う。

この検討に当たり、有識者で構成される会議（以下「検討会」という。）を以下の要領にて開催する。

2. 検討事項

- ①留学生交流、特に外国人留学生の受入れの意義・目的、目指すべき方向性
- ②戦略的に外国人留学生の受入れを推進すべき国・地域、分野
- ③戦略的な日本人学生の海外留学への送出し、外国人留学生の受入れ大学における就職支援に向けた推進方策

3. 構成及び運営

- (1) 検討会は別に定める有識者等の協力を得て、「2. 検討事項」について検討する。
- (2) 検討会に主査を置き、検討会に属する委員の互選により選任する。
- (3) 検討会の運営に関する事項及びその他必要な事項は、検討会において定める。

4. 開催期間

令和 4 年 11 月 11 日から令和 5 年 8 月 31 日までとする。

5. 庶務

会議に関する庶務は、高等教育局参事官（国際担当）において処理する。